

# 仕様書

## 1 業務の名称

釜山国際観光展（BITF）2023 出展補助業務

## 2 業務の目的

韓国・釜山で開催される第 24 回釜山国際観光展（以下、「BITF2023」という。）への出展に際し、ブース運営及びこれに係る諸手配等を行い、札幌・北海道への観光客誘致に資する効果的なプロモーション活動が行えるようにする。

## 3 業務期間

契約締結日から令和 5 年 11 月 30 日まで

## 4 ブース出展・費用負担について

委託者は札幌・北海道への観光客誘致を図るため、BITF2023 においてブース出展（1 小間）を運営し、観光プロモーション等を行う。

### (1) ブース

委託者がブース 1 小間を手配し、費用も委託者が負担する。

※ 1 小間：幅 3 m×奥行 3 m×高さ 2.5 m

### (2) ブース内備品

ブース内の備品は、委託者が手配し、費用も委託者が負担する。

※ ブース内の備品の内容（想定）

1m ディスプレイテーブル 1 台（W1,020×D600×H750mm）

折りたたみ椅子 2 脚（W390×D410×H450mm）

32 インチテレビ 1 台

### (3) 運営スタッフ

運営スタッフについては、札幌・北海道のプロモーションを行うために必要な、札幌・北海道の観光情報に関する知見を有するものとする。また、ブースの運営にあたり十分な人数の通訳（韓国語）を手配し、費用は受託者が負担すること（常時 2 人以上）。

### (4) ブース内壁面等装飾

ブースの壁面装飾については、委託者が用意するポスター等を活用し実施すること。

### (5) 配架資料

配架資料の発送については航空便で行うこととし、受託者が発送手続きを行う。費用についても受託者が負担することとし、入札にあたっては、200 kg の資料発送が発生すると仮定して入札額に含めることとする。

## 5 業務の内容

BITF2023 への出展に係る、以下の出展補助及び手配、調整等を行うこと。

### (1) 札幌市ブースの運営及び運営スタッフの配置

#### ア ブース設営及び撤収

##### ① ブース内の物品等の配置

備品の配置や装飾、4(5)で発送した資料の配架について、委託者と相談の上行うこと。なお、撤収時には、委託者が不在となる可能性もあるため、

その場合でも対応可能な体制をとること。

② その他

その他、ブースの運営及び撤収にあたり必要となる作業を行うこと。

イ ブースにおける札幌・北海道プロモーションの補助

ブース来場者への札幌・北海道の観光案内や、委託者がブース内で行うプロモーションの補助を行うこと。

ウ 配架資料の輸送

委託者が手配した配架資料を、別途委託者が指定する韓国国内の集荷先まで、指定する期日までに届くよう、発送手続きを行うこと。

エ 運営スタッフのシフト計画作成及び管理

(2) アンケート

一般来場者へ対してアンケートを実施し、回答の収集及び集計を行うこと。

内容は受託後、委託者と協議のうえ決定することとし、回答数は 400 件以上で、デジタルを活用した手法とする。

(3) 報告

実施概要や、ブースへの来場者数、パンフレット配布数、アンケート集計数、アンケート集計結果等の実施結果について報告書を作成すること。

## 6 BITF2023 開催概要及び渡航スケジュール

(1) 主催

釜山広域市

(2) 開催期間

2023 年 10 月 5 日（木）～ 8 日（日）の 4 日

(3) 開催場所

BEXCO 第 1 展示場 3 ホール  
釜山広域市海雲台区 APEC 路 55

(4) 開催期間

各日 10 時～18 時

## 7 成果物の著作権

(1) 受託者は委託者に対し、当該業務の実施に係る成果物（以下、「本著作物」という。）に関連する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を、譲渡するものとする。

(2) 受託者は、成果物に関する著作者人格権を、委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。

(3) 受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したこと及び第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害する者でないことを保証する。

(4) 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

## 8 その他

(1) 本業務の履行に際しては、法令、条例等を遵守し適正な取り扱いを確保すること。

- (2) 本業務の履行に関し、委託者との連携を密にして委託者に確認のうえ進めること。
- (3) 本業務の履行に関し、この仕様書に定めのない事項、疑義が生じた場合は、委託者および受託者双方の協議により処理すること。

## 9 担当

札幌市国際観光誘致事業実行委員会事務局

(札幌市経済観光局観光・MICE 推進部観光・MICE 推進課) 花田、宗岡

住 所 〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 15 階

電 話 011-211-2376 F A X 011-218-5129